

## 令和6年能登半島地震に伴う 住宅の応急修理制度について（災害救助法）

令和6年能登半島地震を受けた住宅のうち、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」した世帯を対象に、中能登町が業者に依頼して、日常生活に必要不可欠な部分の応急的な修理を行う制度です。

### ＜必ずお読みください＞

制度利用に当たっては、被災箇所・修理が分かる写真が必要となりますので、**必ず写真を撮影しておいてください。**（写真がない場合、補助の対象とならない場合があります）

また、この制度については、修理費用を町が業者に支払う制度となっているため、修理費用を業者に支払ってしまうとこの制度は利用ができなくなるため注意が必要です。

### ○対象世帯

町が発行するり災証明書により「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」と判断された世帯【全壊の場合でも修理により居住が可能となる場合は対象となります。】

※ 納屋や車庫、空き家は対象となりません。

### ○応急修理の対象工事

屋根や壁、床、ドア等の開口部の補修、上下水道配管など、日常生活に必要欠くことのできない部分

※ 緊急を要する箇所優先のため、畳や壁紙等のみの取り換えは原則対象外となります。

※ 家電製品は対象外となります。

### ○費用の限度額（1世帯あたり）

◎ 半壊以上の場合 706,000円以内

◎ 準半壊の場合 343,000円以内 ※ 費用は中能登町から修理業者に直接支払い

### ○申込み手続き

応急修理申込書（様式第1号）に必要書類を添付し、中能登町土木建設課までご提出ください。

※ 中能登町のホームページから様式をダウンロードできます。中能登町土木建設課でも配布します。

※ 申込時に必要な提出書類、手続きの流れについては裏面を参照ください。

### ○実施期限（期限延長となりました。）

令和6年1月1日から令和7年12月31日まで

※ 状況に応じて延長の可能性あります。

### 【お申込み・お問い合わせ】

中能登町 行政サービス庁舎2F 土木建設課 ☎0767-72-3921（住宅施設管理係）